

地方独立行政法人三重県立総合医療センターにおける 第二期中期目標終了時の検討について

1. 趣旨

地方独立行政法人法上、中期目標期間の終了時において、設立団体の長は、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般について検討を行い、所要の措置を講ずる必要がある。

また、同条第 2 項に、検討にあたっては評価委員会の意見を聴くことが定められている。今回、この検討に関して評価委員会の意見をお伺いするものである。

【参考】地方独立行政法人法（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2. 方針

「地方独立行政法人三重県立総合医療センターの評価に関する指針（平成 30 年 5 月 31 日）6. 評価結果の活用」において、業務の継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討を行うにあたって、中期目標期間の年度評価結果及び見込評価結果等を踏まえることとしている。

このため、第二期中期目標期間でこれまで実施してきた平成 29 年度から令和 2 年度までの各年度評価結果及び第二期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果を参考に、法人の中期目標期間終了時の検討を行いたい。

3. これまでの評価委員会による主な評価結果

I 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

【注目される主な取組とその成果】

- 救急搬送患者応需率は常に 90%を超え、高水準を継続するとともに、近隣他院と比べて重篤患者の受け入れにも尽力している。
- 地域の産婦人科医院等と連携強化し、ハイリスク分娩の受け入れに積極的に取り組み、地域周産期母子医療センターとしての役割を十分に果たした。
- 県の中核的病院として、県新型コロナウイルス対策本部や保健所などと連携するとともに、診療部、看護部を中心とした全職員の協力により、1 病棟を専用化するなど必要な役割を果たした。
- 地域医療の中心的役割だけでなく、訪問看護や介護・福祉の分野といった多職種を巻き込み、地域包括ケアシステムにおいても中心的役割を果たしている。
- 初期臨床研修医および後期臨床研修医を積極的に受け入れ、県内の医療人材の育成、定着を図るとともに、地域の医療提供体制の確保に貢献した。また、研修医の研修環境・教育研修内容の整備、積極的な医学生の実習受け入れや説明会への参加により、初期および後期研修医の継続的な採用にもつなげている。

【意見・指摘等】

- 地域がん診療連携拠点病院の再指定に向け、引き続き新規入院患者の受入れ等に努める必要がある。
- 患者の立場に立った視点で医療現場における接遇を捉え、効果が発揮されるよう対策を考え、患者満足度（外来・入院）の向上に向け、さらなる改善を期待したい。
- アクシデント件数については、増加しているため、原因を分析し、件数の増加に対する具体的な対策を講じる等、さらなる努力を期待したい。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

【注目される主な取組とその成果】

- 各部門および各診療科における業務運営のマネジメントについて、バランス・スコア・カード（BSC）を活用して、目標設定および進捗管理を行うとともに、BSCを用いた院長と職員の面談を実施することにより、組織目標や取組方針、課題の共有に加え、課題に対する対応策の協議などを行った。
- 職員満足度について、労働条件や職場環境等、労使間で課題抽出と対応が進められており、改善に向けた積極的な取組姿勢が見られる。
- SPDの本格運用を開始し、診療材料の適正な在庫管理、請求・発注業務の効率化を図ったことは評価される。

【意見・指摘等】

- 就労環境の向上のため時間外勤務時間の短縮は重要な課題である為、原因を分析して具体的な改善策を検討し、職員が働きやすい環境づくりに努めていただきたい。
- 新しい取組を始めなければ、収益の増加に繋がらないが、巨額な設備投資は大きく経費を圧迫することとなるため、費用対効果や機器の稼働率向上を考えつつ、収支バランスを重視することを求めたい。

III 財政内容の改善に関する事項

【注目される主な取組とその成果】

- 入院患者一人1日あたり診療単価の上昇、外来患者数の増加等に伴い、入院・外来収益が増加しており、平成29年、平成30年、令和2年については、経常収支比率が目標とする100%を達成した。

【意見・指摘等】

- 経常収支比率については、新型コロナウイルスにより収入減少も影響しており、令和元年については目標としている100%を達成できなかった。患者数および診療単価の増加に努め医業収益の増収を図るとともに、人件費比率および材料費比率の適正化を進める必要がある。

IV その他業務運営に関する重要事項

【注目される主な取組とその成果】

- 高度医療を提供する急性期病院としての機能を維持するため、X線一般撮影装置や4K内視鏡システム、アンギオ装置、手術支援ロボットの導入など、医学の進歩に伴い常に高度で最新の機器の導入と整備に努めた。
- 新型コロナウイルス感染症の蔓延に対し、帰国者・接触者外来の設置、1病棟の専用化による受入病床の確保等により、保健行政と連携した積極的な対応を行った。

【意見・指摘等】

- 施設老朽化により、療養環境、職場環境の不備が生じる恐れがある。他方で、施設整備には莫大な経費が必要となる。中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等により施設の長寿命化を図ることも視野に入れ、計画的・効率的な整備がなされるよう、院内の施設改修・整備計画委員会、分科会で十分に検討されたい。
- 産婦人科において手術の診療報酬請求にかかる不適切な事案が判明したため、さらなるコンプライアンスの徹底を図り、再発防止に努めることを期待する。

4. 中期目標期間終了時の検討及び措置（案）

（1）業務を継続させる必要性について

地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」とする。）は、平成29年度から令和2年度までの各事業年度の業務実績について、「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と評価されており、第二期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績についても「中期目標を達成できる見込みである」と評価されている。

法人は、地方独立行政法人制度の特徴を生かした柔軟な業務経営を行うことにより、がん医療をはじめとする高度医療や周産期医療について医療提供体制を充実するとともに、総合内科や小児外科など各種診療科の新設や最新医療機器の導入などを通じて、付加価値の高い医療サービスの提供に尽力しており、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、基幹災害拠点病院、第二種感染症指定医療機関、地域医療支援病院などの機能を有しながら本県の政策医療の拠点として重要な役割を担っている。

上記の理由から、法人が引き続き地方独立行政法人の形態で業務を継続することは適当とする。

（2）法人の組織のあり方・その他組織及び業務の全般にかかる課題等について

これまで、評価委員会においてご意見やご指摘等を受けたことに関して、課題等の整理を行い、引き続き本県の政策医療の拠点としての責務を果たすとともに、持続可能な病院経営を実現するために業務運営の改善及び効率化に取り組むことを求めたい。

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの評価に関する指針

平成30年5月31日

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号、以下「法」という。）第28条第1項の規定により地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を実施する際の基本的な事項（以下「評価指針」という。）を定める。

1 評価の前提

- (1) 法人は、地方独立行政法人制度において、業務を効果的、効率的に実施するため、中期目標に基づいて策定した中期計画を着実に推進し、自主的に健全な経営を行うものとされている。さらに、業務の公共性、業務運営の透明性を確保し、法人の状況を的確に示して、県民への説明責任を果たし、不断の改革・改善を行っていくことが求められる。
- (2) 法人は、北勢保健医療圏の中核的な病院であるとともに、診療圏域を越えて本県の政策医療を提供する重要な役割を担っており、今後も刻々と変化する医療環境に対応し、将来にわたって求められる機能を確実に果たし、県民に良質で安全・安心な医療を継続的に提供していくことが求められる。
- (3) 法人の業務の実績に関する評価は、この2つの基本的な考え方を踏まえ、法人を取り巻く様々な環境の変化等に配慮しつつ、法人の責務である中期目標の達成に向けた進行管理が適切に行われるよう、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価に当たっては、法人の中期計画及び年度計画の実施状況について総合的に評価し、中期目標の達成又は達成見込みの状況を判断する。
- (2) 法人の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにするとともに、法人の業務達成に向けての積極的な取組を評価するなど、法人の業務の継続的な質的向上に資するよう努める。
- (3) 評価を通じて法人の業務運営の状況をわかりやすく示すことにより、法人の業務運営の透明性を確保し、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価の実効性・客観性・公平性を担保するため、必要に応じて地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会からの意見聴取を行うものとする。
- (5) 目標・計画の達成状況にかかわらず、法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該項目の評価だけでなく全体評価に反映させるなど、法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。
- (6) 評価の方法については、法人を取り巻く医療環境の変化等を踏まえ、評価において考慮するなど、柔軟に対応するとともに必要に応じて見直しを行う。

3 評価の種別

法人の業務実績に関する評価は、次のとおり行うこととする。

- (1) 法第28条第1項各号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）
年度評価は、法人が行う自己点検・評価に基づきながら、中期目標の達成に向け各事業年度における中期計画等の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評価をして、行うこととする。
- (2) 法第28条第1項第2号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に

関する評価（以下「見込評価」という。）

見込評価は、法人が行う自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間終了時の直前の年度までの業務実績及び当該目標期間の終了時に見込まれる達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標の期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績の全体について総合的な評価をして、行うこととする。

- (3) 法第28条第1項第3号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）

中期目標期間評価は、法人が行う自己点検・評価に基づきながら、中期目標の期間における中期計画等の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評価をして、行うこととする。

4 評価の方法

評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととする。

- (1) 項目別評価

項目別評価は、「個別項目評価」と「大項目評価」により行うこととする。

個別項目評価は、法人が行う自己点検・評価に基づきながら行うこととし、年度評価においては当該事業年度に係る年度計画に定めた各項目について当該事業年度における実施状況を、見込評価及び中期目標期間評価においては中期計画に定められた各項目の実施状況を評価して、行うこととする。

大項目評価は、個別項目評価の結果を踏まえ、総合的な評価をして、行うこととする。

- (2) 全体評価

全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況など法人の業務の実績について総合的な評価をして、行うこととする。

5 評価を受ける法人において留意すべき事項

- (1) 法人の業務の実績に関する評価は法人から提出される業務の実績に関する報告書等をもとに行うことから、法人は、年度計画及び中期計画の実施状況などについて、自ら説明責任を果たすこと。
- (2) 法人は、中期計画に示した数値目標等の指標を用いるなどして、実施状況等をできる限り客観的に表すように工夫すること。
- (3) 法人は、県民の視点に留意し、法人が行う自己点検・評価に際して用いる指標や基準、評価結果及びその活用方法について、できる限りわかりやすく説明すること。

6 評価結果の活用

- (1) 知事が法人の業務の継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討及び次期中期目標の策定、次期中期計画の認可を行うにあたって、中期目標期間の年度評価結果及び見込評価結果等を踏まえるものとする。
- (2) 法人は、評価結果を踏まえ、組織や業務運営等の改善、さらなる医療サービスの向上に努め、法人の発展に資するものとする。

7 その他

- (1) この評価指針は、評価の実効性や法人に関する県の計画、方針等を踏まえ、知事による目標策定・評価に基づくPDCAサイクルの実行性を高める観点や法人のマネジメントの実効性を向上させる観点等から適時に本方針の見直しを行い、必要な変更を行うものとする。
- (2) この評価指針に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。